

名証自規G第3号
平成28年4月1日

ETF発行者情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 中村 秀昭

投資信託約款の提出方法の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所では、投資信託約款の変更について、当該変更に関して適時開示を行うとともに、変更確定後直ちに変更後の投資信託約款を当取引所に提出することを求めています。

今般、その提出方法について、従来の「上場会社通信」サイトによる提出に替えて、下記のとおりTDnetによる提出に変更することといたしましたのでお知らせいたします。

TDnetによりご提出いただいた投資信託約款は、提出後速やかにTDnetデータベースサービス等に掲載され、翌日には当取引所ウェブサイト（「上場銘柄情報」－「上場会社検索」ページ）にも掲載されるため、投資者はより容易に投資信託約款の情報を入手できるようになります。

敬具

記

1. TDnetによる提出方法

- TDnetオンライン登録サイトにおいて、「縦覧書類を提出する」の「約款（全文）」からPDFファイルをご登録ください。
- ※ ご登録いただきました投資信託約款は提出から30分後にTDnetデータベースサービス等に掲載され、提出日翌日に当取引所ウェブサイト（「上場銘柄情報」－「上場会社検索」ページ）へ掲載されます。

2. 適用時期

- 平成28年4月1日以降にご提出いただく投資信託約款からTDnetによる提出に変更いたします。
- 投資信託約款の変更がない場合であっても、現行の投資信託約款をあらためてTDnetによりご提出いただくことで、TDnetデータベースサービスや当取引所ウェブサイト（「上場銘柄情報」－「上場会社検索」ページ）に投資信託約款を掲載することができます。

※ 投資者による投資信託約款の入手しやすさ向上の観点からは、今後の変更を待たず、早期に現行の投資信託約款をTDnetによりご提出いただくことが望まれます。

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp